



国民健康保険料の保険料率が決まりました

国民健康保険料は、本市の医療費の状況により毎年算定しています。本市は1人当たりの医療費が県内でも高く、そのため保険料も高くなっています。

国民健康保険財政の運営のため、加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

◎国民健康保険料の算定方法と平成28年度の保険料率

1年間の保険料 = 医療分 + 後期高齢者支援分 + 介護分※

	医療分	後期高齢者支援分	介護分※
所得割	9.7%	3.2%	3.4%
均等割	25,500円	8,400円	9,000円
平等割	23,700円	7,800円	6,000円
賦課限度額	540,000円	190,000円	160,000円

※介護分は、世帯内の被保険者の中に40歳から64歳までの人がいない場合はかかりません。

- 所得割…前年の所得から330,000円を引いた額に表中の料率をかけて算出した額
- 均等割…被保険者1人につき負担してもらう額
- 平等割…1世帯につき負担してもらう額

◎賦課限度額が改正されました

1年間に賦課される保険料の限度額が、850,000円から890,000円になります。

区分	平成27年度	平成28年度
医療分	520,000円	540,000円
後期高齢者支援分	170,000円	190,000円
介護分	160,000円	160,000円
合計	850,000円	890,000円



◎保険料軽減制度

前年の所得が表中の基準以下の場合、所得に応じて均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合	所得基準
7割軽減	世帯主と被保険者の総所得が330,000円以下
5割軽減	世帯主と被保険者の総所得が330,000円 + (265,000円 × 被保険者数) 以下
2割軽減	世帯主と被保険者の総所得が330,000円 + (480,000円 × 被保険者数) 以下

◎失業等により保険料の納付が困難な人は ご相談ください

国民健康保険料は、前年の所得等により算定されます。失業等により収入が減少し、保険料の納付が困難な場合は、届出により保険料を軽減する制度があり、軽減の対象となるには、いくつかの要件があります。詳しくはお問い合わせください。

手数料無料

コンビニでも納付できます

利用できる店舗は、納付書の裏面に記載しています。なお、次のような納付書はコンビニでは使用できません。

- 金額を訂正したもの
- 金額が300,000円を超えるもの
- 納期限を過ぎたもの
- バーコードが読み取れないもの

◎問い合わせ先 国保年金課 (082-1177)